

2020年4月16日

2020年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対する LP ガス料金の特別措置について

株式会社フジプロ

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けられている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

3月19日に、新型コロナウイルス対策として、経済産業省より LP ガス料金に関する特別措置について要請を受けました。これを受け、当社は、生活に影響を受けられているお客さま等からお申し出を受けた場合に、下記のとおり、LP ガス料金の特別措置を講ずることといたします。

記

・特別措置について

LP ガス料金の支払い期限日が 2020 年 3 月 25 日以降で 6 月末までのものに限り、1か月分の LP ガス料金について、支払期限日を 1 か月間延長いたします。

・特別措置の適用される条件について

次の 2 つの条件をすべて満たすお客様でお客様から申し出があった場合に特別措置を適用させていただきます。

- ・当社と LP ガスの供給について契約されているお客様
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」の「緊急小口資金」または「総合支援資金」の貸付がなされている個人のお客様。または休業・失業等により一時的に LP ガス料金の支払いが困難であると当社が判断したお客様

・特別措置のお申込みについて

次の連絡先まで連絡くださいますようお願いいたします。

株式会社フジプロ 業務部 特別措置担当

電話：0467-52-7141 （平日 8:30～19:00）

または 当社ホームページの「お問合せ」より

・その他

- (1) 6 月末以降については、経済産業省の要請等により延長となる場合もあると考えます。
- (2) その他不明の点については上記連絡先までお問合せください。

以上